

平成 2 7 年 第 1 3 回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成 2 7 年 1 2 月 2 日（水） 午前 9 時 0 0 分
- 2 開催場所 三種町役場 第 3 会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 木村 信悦、書記 石井 靖紀、清水 真門間 淳子、池内 和人
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 議案第 8 2 号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第 8 3 号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第 2 1 号 登録の移し替えをした者について
 - 報告第 2 2 号 選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数について
 - 報告第 2 3 号 選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について

午前 9 時 0 0 分開会

木村書記長 おはようございます。それでは只今から、平成 2 7 年第 1 3 回三種町選挙管理委員会を始めさせていただきます。最初に、近藤委員長よりご挨拶をお願いします。

近藤委員長 おはようございます。
今年は雪も降らなくて穏やかな天気が続いておりますけども、選挙制度が変わりまして、いよいよ選挙権が 1 8 歳以上に引き下げられるということで、報道もされております。この間、大阪の選挙がございましたが、テレビ等で色々騒がれた割には、投票率は全体で下がったということで、なかなか投票率アップには繋がらないものだと思っておりました。来年の 6 月 1 9 日以降、新制度が適用されまして、参院選から実施されると思いますが、それによって選挙が盛り上がってくれることを期待したいと思います。

本日は 5 件ほど案件がございますので、よろしくご審議下さるようお願い致します。

それでは、座って会議の方進めてまいります。

近藤委員長 本日の会議録署名委員の指名ということで、田村委員と川田委員にお願い致します。

案件でございます。議案第82号「選挙人名簿に登録することについて」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。

議案第82号「選挙人名簿に登録することについて」。
公職選挙法第22条第1項の規定により、別紙の者を平成27年12月2日付けで選挙人名簿に登録する。

内容について説明致します。

本件につきましては、12月1日を基準日としまして、9月定時登録後の新成人と転入3カ月経過者の登録を行うものでございます。

まず、「1」の成人登録でございます。対象者は、基準日12月1日までに満20歳に達する者。生年月日では、平成7年9月3日から平成7年12月2日生まれの者で、男19人、女21人、計40人となっております。

次に、「2」の転入登録でございます。

対象者は、今年9月1日以前に転入し、引き続き三種町に居住している者。転入日では、今年6月2日から9月1日までの者で、男20人、女28人、計48人。

よって、今回の成人、転入を合わせた登録者総数は、男39人、女49人、合計88人でございます。

別紙の名簿の方をご覧ください。

1頁と2頁が成人登録の40名でございます。名簿の「生年月日」の欄が、平成7年9月3日から平成7年12月2日までの者が本日登録となっております。

次に、転入登録の48名でございますが、3頁と4頁に記載してございます。

今回の転入登録は、「住民となった届出日」の欄が、平成27年6月2日から平成27年9月1日までの者でございます。

以上で、議案第82号の説明を終わります。

近藤委員長 はい。只今の説明につきまして、名簿もご確認いただきながら、ご意見、ご質問等ありましたらお願い致します。

(各委員、暫時別紙名簿を確認)

近藤委員長 皆さん、何かご質問等ございませんか。
(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いとのことですが、議案第 8 2 号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。
(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、議案第 8 2 号は原案どおり決定致します。
続きまして、議案第 8 3 号「選挙人名簿から抹消することについて」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 議案第 8 3 号「選挙人名簿から抹消することについて」。
公職選挙法第 2 8 条の規定により、別紙の者を平成 2 7 年 1 2 月 2 日付けで選挙人名簿から抹消する。
内容でございますが、登録の抹消につきましては、9 月定時登録後の死亡者と転出 4 カ月経過の抹消でございます。

まず、「1」の死亡抹消者でございますが、9 月 1 日から昨日 1 2 月 1 日までの死亡届が対象で、男 4 8 人、女 3 8 人、計 8 6 人となっております。

次に、「2」の転出抹消者でございます。今年 8 月 1 日以前に三種町から転出した者が 4 カ月経過でございますが、対象者の範囲と致しましては、転出日が今年 5 月 2 日から 8 月 1 日までの者となります。人数は、男 2 4 人、女 2 9 人、計 5 3 人。

よって、今回の死亡と転出による抹消者総数は、男 7 2 人、女 6 7 人、合計 1 3 9 人でございます。

抹消につきましても、別紙の名簿をご覧願います。

まず、5 頁から 7 頁が死亡抹消者の 8 6 名でございます。死亡抹消につきましては、「死亡年月日」の欄が、平成 2 7 年 9 月 1 日から昨日 1 2 月 1 日までの者でございます。

次に、転出抹消者 5 3 名につきましては、8 頁と 9 頁に記載しております。今回は、名簿の「住民でなくなった年月日」の欄が、平成 2 7 年 5 月 2 日から平成 2 7 年 8 月 1 日までの者が 4 カ月経過で抹消となっております。

以上で、議案第 8 3 号の説明を終わります。

近藤委員長 はい。只今の説明につきまして、名簿もご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願い致します。

(各委員、暫時別紙名簿を確認)

近藤委員長 皆さん、名簿の方ご確認いただいたと思いますが、何かございますでしょうか。

(「異議ありません」の声あり。)

近藤委員長 異議無しとのことですが、議案第 8 3 号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、議案第 8 3 号は原案どおり決定致します。
続きまして、報告第 2 1 号「登録の移し替えをした者について」。事務局より説明をお願いします。

清水書記

はい。

報告第 2 1 号「登録の移し替えをした者について」。

平成 2 7 年 1 2 月 2 日付けの定時登録に係る登録の移し替えをした者は、別紙のとおりである。

説明致しますと、登録の移し替えにつきましては、9 月 1 日から昨日 1 2 月 1 日までの町内転居により投票区の変更を行った者でございまして、人数は、男 2 0 人、女 2 7 人、合計 4 7 人でございます。

移し替えの対象者 4 7 名につきましては、別紙名簿の 1 0 頁から 1 2 頁に記載しております。この中で 1 1 頁の 2 3 番と 2 5 番につきましては、同じ人であります。9 月上旬に 2 5 番、その後 1 0 月下旬に 2 3 番の町内転居がございまして 2 つ計上されてきております。届出処理の誤り等ではございませんでしたので申し添えます。

以上で、報告第 2 1 号についての説明を終わります。

近藤委員長 それでは、名簿を確認の上、不明な点等ございましたらご発言をお願いします。

(各委員、暫時別紙名簿を確認)

近藤委員長 何かお気づきの点等ございませんか。

(「特にありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いとのことですので、報告第 2 1 号は原案どおり承認することと致します。

続きまして、報告第 2 2 号「選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数について」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。5 頁をお願い致します。

報告第 2 2 号「選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数について」。

地方自治法第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数は 3 1 3 である。

この 5 0 分の 1 の数につきましては、下に記載の直接請求に必要な署名数でございまして、選挙人名簿登録者数の 5 0 分の 1 に当たる 3 1 3 となっております。

算定の基礎になります、1 2 月定時登録の選挙人名簿登録者数につきましては、4 頁の「選挙人名簿登録者数増減表」をご覧ください。

左の太枠が前回 9 月定時登録の名簿登録者数でございまして、合計で 1 5, 6 7 3 人。これに対し、今回の登録抹消者数が死亡、転出合わせて 1 3 9 人、登録者数が新有権者、転入合わせて 8 8 人。これらを増減した今回の名簿登録者総数が右側の 1 5, 6 2 2 人。前回と比較し 5 1 人の減でございます。

5 0 分の 1 の数につきましては、この 1 5, 6 2 2 人の 5 0 分の 1 でございます。

以上で、報告第 2 2 号についての説明を終わります。

近藤委員長 はい。只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、報告第 2 2 号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、報告第 2 2 号を原案どおり承認致します。

近藤委員長 続きまして、報告第23号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。説明をお願いします。

清水書記 報告第23号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は5,208である。

この3分の1の数につきましては、下に記載の直接請求に必要な署名数でございます。選挙人名簿登録者数15,622人の3分の1に当たる5,208となっております。

以上で、報告第23号の説明を終わります。

近藤委員長 只今の報告につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いようですが、報告第23号を原案どおり承認することについて、ご異議ありませんか。

(「はい。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、報告第23号を原案どおり承認致します。

これで本日の案件が全て終わりました。「その他」としまして、事務局の方から今後の日程等について説明をお願いします。

清水書記 はい。それでは7頁の方で今後の日程について説明させていただきます。

(以下、資料に基づき説明)

(続いて、有権者教育指導資料について説明)

(その後、意見交換)

近藤委員長 その他特に無ければ、これで本日の委員会を終了したいと思います。どうもお疲れさまでした。

午前9時55分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委 員 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____